

独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会合について

令和5年6月14日
高等教育局長決定

1 趣旨

「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）に基づき、独立行政法人大学入試センターの評価等に関して、外部有識者の知見を活用するため、独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会合（以下「有識者会合」という。）を開催する。

2 知見を活用する事項

外部有識者の知見を活用する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 中期目標の策定及び変更
- (2) 中期計画及び中期計画の変更についての認可
- (3) 中期計画の変更の命令
- (4) 年度評価、見込評価及び期間実績評価
- (5) 評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置
- (6) 中期目標期間終了時の所要の措置についての意見
- (7) その他の評価等に関する事項

3 実施体制

有識者会合は、別紙に掲げる有識者をもって構成する。有識者会合には座長を置き、有識者の互選によってこれを定める。

なお、必要に応じ、当該有識者以外の者の協力を得ることができる。

4 実施期間

令和5年6月14日から令和7年5月31日までとする。

5 その他

有識者会合の庶務は、大臣官房政策課政策推進室の協力を得て、大学教育・入試課において行う。

独立行政法人大学入試センターの
評価等に関する有識者会合 有識者一覧

上 原 一 孝 埼玉県立春日部高等学校校長

小 方 直 幸 香川大学教育学部教授

杉 谷 祐美子 青山学院大学教育人間科学部教授

徳 間 亜紀子 徳間公認会計士事務所所長

(五十音順、敬称略)

独立行政法人大学入試センターの 評価等に関する有識者会合の公開について

令和5年6月14日
高等教育局長決定

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会合（以下「有識者会合」という。）の公開の手続その他有識者会合の公開に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(会合の公開)

第2条 有識者会合は、原則として公開とする。ただし、人事に係る案件、独立行政法人の業務の実績に関する評価その他議事の円滑な実施に影響が生じるものとして、有識者会合において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

(会合の傍聴)

第3条 有識者会合を傍聴しようとする者は、あらかじめ、高等教育局大学教育・入試課の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、高等教育局大学教育・入試課が許可した場合を除き、有識者会合を撮影し、録画し若しくは録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、有識者会合の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

(会合資料の公表)

第4条 有識者会合において配布した資料は、原則としてこれを公表する。ただし、有識者会合を非公開とすることとされた案件に係るものについては、有識者会合の座長が会合に諮った上で、当該資料を非公表とすることができます。

(議事要旨等の公表)

第5条 有識者会合の議事要旨等を作成し、原則としてこれを公表する。